



平成 28 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 **ラピーヌ**  
代表者名 代表取締役社長 青井康弘  
[コード番号 8143 東証 第2部]  
問合せ先 執行役員社長室長 尾崎史照  
(TEL 06-6358-2256)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 3 月 11 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 5 月 26 日開催予定の第 68 回定時株主総会においてご承認いただくことを前提として、監査等委員会設置会社への移行を予定しておりますが、本日開催の取締役会において、本移行等に伴う「定款一部変更の件」を同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきましては、本日別途公表しております「監査等委員会設置会社移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置し、また監査等委員である取締役が取締役会の構成員となることで、取締役会の監督機能の更なる強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。)で創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定を新設し、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役として有用な人材を確保するとともに、取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに当社と業務執行を担当しない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。当該規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 会社法上の制度ではない役付取締役の選任を役員規程、執行役員規程に定める役位に基づき行うこととするため、役付取締役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各新設及び変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

現行定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 <条文省略> (機 関)	第1条～第3条 <現行どおり> (機 関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 <削 除> (2) <u>監査等委員会</u> (3) 会計監査人
第5条～第12条 <条文省略>	第5条～第12条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条～第14条 <条文省略> (招集権者および議長)	第13条～第14条 <条文省略> (招集権者および議長)
第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議により取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる	第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 2 <u>前項の代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる
第16条～第18条 <条文省略>	第16条～第18条 <条文省略>
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役は <u>15名以内</u> とする。	第19条 当社の取締役( <u>監査等委員である取締役を除く。)</u> は <u>10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内</u> とする。
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第20条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	第20条 取締役は、株主総会において、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して選任する。</u> 2 <現行どおり> 3 <現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;新 設&gt;</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項の代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 &lt;現行どおり&gt; (重要な業務執行の委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低限度額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定する。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第32条 監査等委員会に関しては、法令または定款に定めがある場合のほか、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役の員数) 第28条 <u>当社の監査役は4名以内とする。</u>	<削 除>
(監査役の選任方法) 第29条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<削 除>
(監査役の任期) 第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<削 除>
(常勤の監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	<削 除>
(報酬等) 第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	<削 除>
(監査役会の招集通知) 第33条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	<削 除>
(監査役会規則) 第34条 <u>監査役会に関しては、法令または定款に定めがある場合のほか、監査役会の定める監査役会規則による。</u>	<削 除>
第6章 計 算	第6章 計 算
第35条～第38条 <条文省略>	第33条～第36条 <現行どおり>

### 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月26日(木)  
(2) 定款変更の効力発生日 平成28年5月26日(木)

以 上